

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年1月31日

【発行者名】 HSBC マネジメント ( ガーンジー ) リミテッド  
( HSBC Management ( Guernsey ) Limited )

【代表者の役職氏名】 ビジネス・マネジメント・ヘッド ケイト・チャールズ  
( Kate Charles )

【本店の所在の場所】 チャネル諸島、GY1 3NF、ガーンジー、セント・ピーター・ポート、  
セント・ジュリアンズ・アベニュー、アーノルド・ハウス  
( Arnold House, St. Julian's Avenue, St. Peter Port, Guernsey  
GY1 3NF, Channel Islands )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 中野春芽  
弁護士 十枝美紀子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03 ( 6212 ) 8316

【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンド  
( HSBC Alternative Strategy Fund )

【届出の対象とした募集 ( 売出 ) 外国投資信託受益証券の金額】 各クラス受益証券の上限額は、以下のとおりとする。  
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル  
( 512億1,000万円 )  
HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド  
米ドル・クラス受益証券 5億アメリカ合衆国ドル  
( 512億1,000万円 )  
ユーロ・クラス受益証券 5億ユーロ  
( 697億3,000万円 )

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル (以下「米ドル」という。 ) およびユーロの円貨換算は、便宜上、平成25年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客用電信売買相場の仲値 ( 1 米ドル = 102.42円、 1 ユーロ = 139.46円 ) による。

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年1月31日に半期報告書を提出いたしましたので、平成25年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、原届出書の記載事項のうち一部の事項に訂正の必要が生じたのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2 【訂正の内容】

## ( 1 ) 半期報告書の提出に伴う原届出書の訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要	資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別および地域別の投資状況	更新
	(2) 投資資産		(1) 投資状況 投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況		更新	
5 その他	(3) その他		追加	

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドのサブ・ファンドであるHSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドの運用状況は、以下の通りである。

## (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

## ( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(平成25年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	63,882,092.64	80.28
	ヴァージン諸島	17,325,769.94	21.77
	小計	81,207,862.58	102.06
現金その他の資産(負債控除後)		-1,636,561.04	-2.06
合計(純資産総額)		79,571,301.54 (8,150百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

## ( ) HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(平成25年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
投資信託	ケイマン諸島	45,974,016.12	74.88
	ヴァージン諸島	18,618,055.68	30.33
	小計	64,592,071.80	105.21
現金その他の資産 (負債控除後)		-3,198,823.89	-5.21
合計(純資産総額)		61,393,247.91 (6,288百万円)	100.00

## 投資資産

( イ ) 投資有価証券の主要銘柄

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

( 平成25年11月末日現在 )

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	D.E. Shaw Composite International Fund L.P.	ケイマン 諸島	投資 信託	1.00	6,215,867.72	6,215,867.72	13,475,909.62	13,475,909.62	16.94
2	Tyrus Capital Event Fund	ケイマン 諸島	投資 信託	75,646.18	116.50	8,812,763.67	141.12	10,674,914.92	13.42
3	Beach Point Total Return Offshore Fund II	ケイマン 諸島	投資 信託	7,259.41	1,119.91	8,129,894.57	1,410.04	10,236,069.82	12.86
4	Redwood Opportunity Offshore	ケイマン 諸島	投資 信託	8,121.38	1,005.25	8,164,009.83	1,237.93	10,053,738.49	12.63
5	Davidson Kempner International, Ltd.	ヴァージ ン諸島	投資 信託	72,908.06	111.62	8,138,271.39	131.80	9,609,082.39	12.08
6	CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited	ケイマン 諸島	投資 信託	1,849.51	1,652.29	3,055,927.39	4,546.33	8,408,480.24	10.57
7	AG Super Fund International Ltd.	ヴァージ ン諸島	投資 信託	4,907.15	1,325.65	6,505,170.71	1,572.54	7,716,687.55	9.70
8	Marcato International Ltd	ケイマン 諸島	投資 信託	6,000.00	1,000.00	6,000,000.00	1,108.03	6,648,196.92	8.36
9	Pershing Square International, Ltd.	ケイマン 諸島	投資 信託	2,303.93	1,681.85	3,874,864.12	1,840.31	4,239,934.41	5.33
10	Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd.	ケイマン 諸島	投資 信託	851.90	170.03	144,848.70	170.03	144,848.22	0.18

## ( ) HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(平成25年11月末日現在)

順位	銘柄	国名	種類	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	CQS ABS Feeder Fund Ltd	ケイマン 諸島	投資 信託	2,446.61	4,381.96	10,720,938.94	5,030.16	12,306,835.00	20.05
2	OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.	ケイマン 諸島	投資 信託	8,997.80	1,000.24	9,000,000.00	1,254.03	11,283,494.58	18.38
3	King Street Europe Ltd	ヴァージ ン諸島	投資 信託	79,688.82	112.94	9,000,000.00	136.55	10,881,902.90	17.72
4	JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Limited	ケイマン 諸島	投資 信託	6,973.22	1,012.45	7,060,064.56	1,120.94	7,816,583.98	12.73
5	AG Super Fund International Ltd.	ヴァージ ン諸島	投資 信託	5,837.41	1,013.88	5,918,410.04	1,325.27	7,736,152.78	12.60
6	Halcyon Offshore Asset- Backed Value Fund Ltd.	ケイマン 諸島	投資 信託	3,551.36	1,689.64	6,000,505.81	2,086.94	7,411,472.03	12.07
7	Sothic Capital European Opportunities	ケイマン 諸島	投資 信託	59,282.71	101.21	6,000,000.00	120.70	7,155,630.53	11.66

## (口) 投資不動産物件

平成25年11月末日現在、該当事項なし。

## (ハ) その他投資資産の主要なもの

平成25年11月末日現在、該当事項なし。

## (2) 運用実績

## 純資産の推移

平成25年11月末日前一年間における各月末の純資産の推移は、次の通りである。

## ( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル	円
平成24年12月末日	98,982,495.31	10,138	米ドル	113.30	11,604
平成25年1月末日	93,597,452.71	9,586	米ドル	114.97	11,775
2月末日	94,645,138.90	9,694	米ドル	116.51	11,933
3月末日	95,652,256.01	9,797	米ドル	117.94	12,079
4月末日	82,838,978.49	8,484	米ドル	119.30	12,219
5月末日	84,101,132.84	8,614	米ドル	121.15	12,408
6月末日	83,142,754.81	8,515	米ドル	119.75	12,265
7月末日	79,816,638.86	8,175	米ドル	121.57	12,451
8月末日	79,577,782.00	8,150	米ドル	121.24	12,417
9月末日	80,722,916.12	8,268	米ドル	122.79	12,576
10月末日	77,835,296.82	7,972	米ドル	124.87	12,789
11月末日	79,571,301.54	8,150	米ドル	127.70	13,079

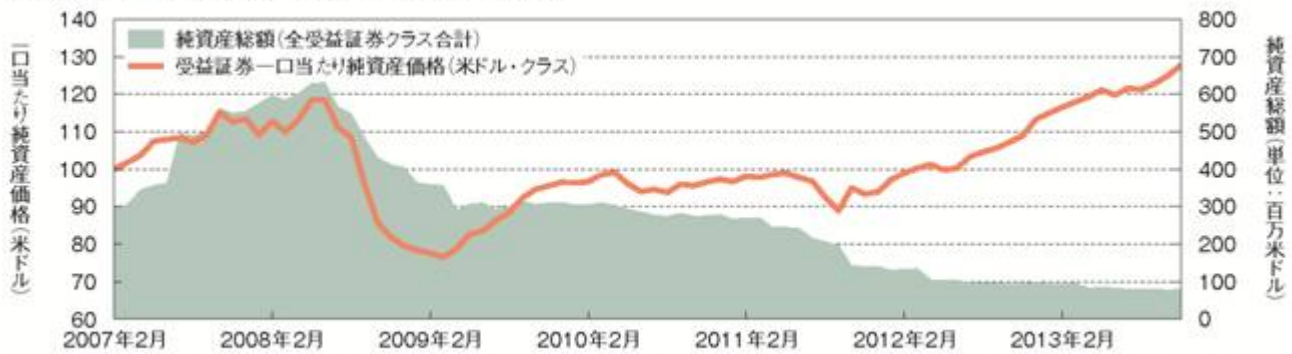
## ( ) HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

	純資産総額		一口当たり純資産価格		
	米ドル	百万円	クラス	米ドル/ユーロ	円
平成24年12月末日	69,014,427.60	7,068	米ドル	107.24米ドル	10,984
			ユーロ	106.84ユーロ	14,900
平成25年 1 月末日	61,966,230.32	6,347	米ドル	109.51米ドル	11,216
			ユーロ	108.98ユーロ	15,198
2 月末日	62,551,385.66	6,407	米ドル	110.20米ドル	11,287
			ユーロ	109.74ユーロ	15,304
3 月末日	63,575,680.48	6,511	米ドル	111.01米ドル	11,370
			ユーロ	110.55ユーロ	15,417
4 月末日	61,181,867.70	6,266	米ドル	111.53米ドル	11,423
			ユーロ	111.02ユーロ	15,483
5 月末日	61,923,111.48	6,342	米ドル	112.70米ドル	11,543
			ユーロ	112.16ユーロ	15,642
6 月末日	62,202,454.91	6,371	米ドル	111.67米ドル	11,437
			ユーロ	111.12ユーロ	15,497
7 月末日	60,061,833.64	6,152	米ドル	112.16米ドル	11,487
			ユーロ	111.60ユーロ	15,564
8 月末日	60,203,677.46	6,166	米ドル	112.47米ドル	11,519
			ユーロ	111.88ユーロ	15,603
9 月末日	60,860,670.91	6,233	米ドル	113.20米ドル	11,594
			ユーロ	112.58ユーロ	15,700
10月末日	60,408,228.06	6,187	米ドル	115.34米ドル	11,813
			ユーロ	114.63ユーロ	15,986
11月末日	61,393,247.91	6,288	米ドル	116.62米ドル	11,944
			ユーロ	115.92ユーロ	16,166



## &lt; 参考情報 &gt;

## 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)  
(2007年2月28日から2013年11月30日まで)

(注)「HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド」は、2011年9月30日付でポートフォリオの再編が行われ、その後、ポートフォリオ内の非流動性資産については、別のサブ・ファンド「SOF リアライゼーション・ファンド」において運用されています。

HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドル・クラス)  
(2009年5月29日から2011年10月31日まで)HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(ユーロ・クラス)  
(2009年5月29日から2011年10月31日まで)

(注)「HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド」は、2011年11月1日付で、「HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド」に変更されているため、2011年10月31日までの推移を表示しています。

### HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス) (2011年11月1日から2013年11月30日まで)



### HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(ユーロ・クラス) (2011年11月1日から2013年11月30日まで)



#### 分配の推移

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンドおよびHSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンドは、いずれも分配金相当額を再投資する累積型であり、分配の推移について該当事項はない。

## 収益率の推移

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

( 米ドル・クラス受益証券 )

期 間	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( 米ドル )	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( 米ドル )	収益率 ( % )
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	108.95	127.70	17.21

(注) 収益率(%) = 100 × ( a - b ) / b

a = 平成25年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格 ( 当該期間の分配金の合計額を加えた額 )

b = 平成24年11月末日の受益証券一口当たり純資産価格 ( 分配額の額 )

以下同じ。

( ) HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

( 米ドル・クラス受益証券 )

期 間	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( 米ドル )	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( 米ドル )	収益率 ( % )
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	106.36	116.62	9.65

(ユーロ・クラス受益証券)

期 間	平成24年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( ユーロ )	平成25年11月末日現在の 一口当たり純資産価格 ( ユーロ )	収益率 ( % )
平成24年12月1日～ 平成25年11月末日	106.03	115.92	9.33

## &lt; 参考情報 &gt;

## 年間収益率の推移

## HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



- (注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b  
 a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格  
 b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2007年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)
- (注2) 2007年については、運用開始日(2007年3月1日)から2007年12月31日までの収益率です。  
 2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## ■ 年間収益率の推移

## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(米ドル・クラス)



- (注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b  
 a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2011年については、2011年10月31日の受益証券一口当たり純資産価格  
 b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格(100米ドル)
- (注2) 2009年については、運用開始日(2009年5月29日)から2009年12月31日までの収益率です。  
 2011年については、2011年1月1日から2011年10月31日までの収益率です。

## HSBC ディストレスト・マーケット・ファンド(ユーロ・クラス)



- (注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b  
 a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2011年については、2011年10月31日の受益証券一口当たり純資産価格  
 b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2009年については、当初申込期間の申込価格(100ユーロ)
- (注2) 2009年については、運用開始日(2009年5月29日)から2009年12月31日までの収益率です。  
 2011年については、2011年1月1日から2011年10月31日までの収益率です。

## HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(米ドル・クラス)



- (注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b  
 a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格  
 b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2011年については、当初一口当たり純資産価格(100米ドル)
- (注2) 2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド(ユーロ・クラス)



- (注1) 収益率(%)=100×(a-b)/b  
 a=各暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2013年については、2013年11月30日の受益証券一口当たり純資産価格  
 b=当該各暦年の直前の暦年末の受益証券一口当たり純資産価格  
 ただし、2011年については、当初一口当たり純資産価格(100ユーロ)
- (注2) 2013年については、2013年1月1日から2013年11月30日までの収益率です。

## 2 販売及び買戻しの実績

平成25年11月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成25年11月末日現在の発行済口数は、以下の通りである。

( ) HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
2,614.26 (25,051.58)	180,660.98 (0)	579,553.65 (35,265.13)

(注) ( ) 内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

( ) HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

(米ドル・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
44,834.01 (12,195.35)	147,487.42 (0)	369,258.28 (18,680.61)

(ユーロ・クラス受益証券)

販売口数 (口)	買戻口数 (口)	発行済口数 (口)
1,828.85 (363.34)	34,176.34 (0)	50,816.59 (363.34)

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

( ) HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=102.42円)で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

## HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

## 貸借対照表

2013年10月31日現在

( 未監査 )

	2013年10月31日現在		2013年4月30日現在	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
資産				
組入投資有価証券	80,517	8,247	87,197	8,931
債権	625	64	2,289	234
現金および預金残高	46	5	119	12
その他の資産	671	69	2,408	247
資産合計	81,188	8,315	89,605	9,177
負債				
債務：一年以内に期限の到来する金額	(3,353)	(343)	(6,766)	(693)
負債合計	(3,353)	(343)	(6,766)	(693)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産	77,835	7,972	82,839	8,484

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
 総収益計算書  
 2013年10月31日に終了した6か月間  
 ( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタルゲイン	4,815	493	6,001	615
収益	-	-	-	-
財務費用：支払利息	(25)	(3)	(4)	(0)
運用費用	(903)	(92)	(880)	(90)
純費用	<u>(928)</u>	<u>(95)</u>	<u>(884)</u>	<u>(91)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	<u>3,887</u>	<u>398</u>	<u>5,117</u>	<u>524</u>

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書  
 2013年10月31日に終了した6か月間  
 ( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	82,839	8,484	105,144	10,769
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動：				
発行受領額 / 未収額	321	33	-	-
控除：買戻支払額 / 未払額	<u>(9,212)</u>	<u>(943)</u>	<u>(16,697)</u>	<u>(1,710)</u>
	<u>(8,891)</u>	<u>(911)</u>	<u>(16,697)</u>	<u>(1,710)</u>
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	<u>3,887</u>	<u>398</u>	<u>5,117</u>	<u>524</u>
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	<u>77,835</u>	<u>7,972</u>	<u>93,564</u>	<u>9,583</u>



HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド  
 キャッシュ・フロー計算書  
 2013年10月31日に終了した6か月間  
 (未監査)

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
<b>運用活動</b>				
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の増加	3,887	398	5,117	524
調整:				
デリバティブ以外の投資対象に係る純キャピタルゲイン	(4,532)	(464)	(6,192)	(634)
資産および負債の変動:				
未払費用の増加	162	17	14	1
先渡為替契約に係る未実現評価益の減少 / (増加)	44	5	(35)	(4)
運用活動に使用されたキャッシュ・フロー	(439)	(45)	(1,096)	(112)
<b>投資活動</b>				
投資有価証券の購入	(5,996)	(614)	(17,875)	(1,831)
投資有価証券の売却	18,857	1,931	31,708	3,248
投資活動から得たキャッシュ・フロー	12,861	1,317	13,833	1,417
<b>財務活動</b>				
借入未払金の(減少)/増加	(3,604)	(369)	491	50
買戻可能受益証券の発行手取額	321	33	-	-
買戻可能受益証券の買戻支払額	(9,212)	(943)	(16,697)	(1,710)
財務活動に使用されたキャッシュ・フロー	(12,495)	(1,280)	(16,206)	(1,660)
当期現金の減少	(73)	(7)	(3,469)	(355)
期首現在の現金	119	12	4,590	470
期末現在の現金	46	5	1,121	115
<b>債務純額の変動に対する純キャッシュ・フローの調整</b>				
当期現金の減少	(73)	(7)	(3,469)	(355)
債務の変動によるキャッシュ・フロー	3,604	369	(491)	(50)
当期債務純額の変動	3,531	362	(3,960)	(406)
期首現在の(債務)/現金純額	(6,302)	(645)	4,590	470
期末現在の(債務)/現金純額	(2,771)	(284)	630	65

[次へ](#)

## ( 2 ) 投資有価証券明細表等

HSBCスペシャル・オポチュニティ・ファンド  
投資有価証券明細表  
2013年10月31日現在 ( 未監査 )

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率 (%)
ユーロ ( 2013年4月30日 : 0.02%)			
Bluebay Value Recovery Fund Ltd. (The) - EUR Class S	1	-	-
Bluebay Value Recovery Fund Ltd. (The) - EUR Class S - GSY	653	-	-
		<u>-</u>	<u>-</u>
米ドル ( 2013年4月30日 : 105.24%)			
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1	2,634	4,047	5.20
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 1 - Special Investment	13	20	0.03
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2	2,249	3,455	4.44
AG Super Fund International Ltd. - Class XXXX Series 2 - Special Investment	11	17	0.02
Beach Point Total Return Offshore Fund II - IS Series V 01 Nov 2007 GSY	7,259	10,175	13.07
Bluebay Value Recovery Fund Ltd. (The) - USD Class S	1	-	-
CQS Directional Opportunities Feeder Fund Ltd. - Class B USD Shares Non New Issues	1,850	8,309	10.68
D.E.Shaw Composite International Fund - April 1 <sup>st</sup> Subscription	1	13,300	17.09
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 4	41,174	4,712	6.05
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 1 Series 1 Jan 12 - GSY	358	166	0.21
Davidson Kempner International (BVI) Ltd. - Class C Tranche 3 Series 1 Jan 13 - GSY	31,734	4,865	6.25
Marcato International Fund Class B Jul 13	6,000	6,492	8.34
Pershing Square International Ltd. - Class E Series 1R	2,304	4,189	5.38
Redwood Opportunity Offshore Fund Ltd. - Common Shares Series 45	8,121	9,961	12.80
Steel Partners Japan Strategic Offshore Fund, Ltd. - Class A Series 155 SP2	852	145	0.19
Tyrus Capital Event Fund Ltd. - Jan 12 Subscription - GSY	75,646	10,664	13.70
		<u>80,517</u>	<u>103.45</u>
組入投資有価証券 ( 2013年4月30日 : 105.26%)		80,517	103.45
純流動負債 ( デリバティブを含む ) ( 2013年4月30日 : ( 5.26%) )		<u>(2,682)</u>	<u>(3.45)</u>
純資産総額		<u>77,835</u>	<u>100.00</u>

発行済受益証券口数	2013年10月31日 現在	2013年 4 月30日 現在	2012年 4 月30日 現在
米ドル・クラス	579,553.65	640,900.63	905,041.26
インスティテューショナル・クラス (米ドル)	-	-	56,051.40
ユーロ・クラス	33,813.06	43,225.10	59,981.81
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	124.87米ドル	119.30米ドル	101.25米ドル
インスティテューショナル・クラス (米ドル)	-	-	105.07米ドル
ユーロ・クラス	118.21ユーロ	113.04ユーロ	96.05ユーロ
<b>純資産総額</b>			
	千米ドル	千米ドル	千米ドル
HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド	77,835	82,839	105,144

## 投資戦略別配分 ( 2013年10月31日現在 )

	ポートフォリオ における比率
イベント・ドリブン	48.20%
マルチ・ストラテジー	26.80%
ディストレスト	25.00%
	<u>100.00%</u>

## 重要なポートフォリオの変動の概要 ( 2013年10月31日に終了した6か月間 )

	額面保有高	取得原価 千米ドル
購入合計	5,997	5,996
	額面保有高	手取額 千米ドル
売却合計	19,649	17,208

2013年 4 月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社または受託会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

( ) HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、ガーンジーにおける諸法令および英国会計基準に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、便宜上、平成25年11月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=102.42円）で換算されている。なお、百万円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

## (1) 資産及び負債の状況

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド  
貸借対照表  
2013年10月31日現在  
(未監査)

	2013年10月31日		2013年4月30日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
<b>資産</b>				
組入投資有価証券	63,889	6,544	62,694	6,421
債権	50	5	83	9
現金および預金残高	20	2	105	11
その他の資産	70	7	188	19
資産合計	63,959	6,551	62,882	6,440
<b>負債</b>				
債務：一年以内に期限の到来する金額	(3,551)	(364)	(1,700)	(174)
負債合計	(3,551)	(364)	(1,700)	(174)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	60,408	6,187	61,182	6,266

## HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

## 総収益計算書

2013年10月31日に終了した6か月間

( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
収益				
純キャピタルゲイン	3,110	319	3,255	333
収益	3	0	-	-
財務費用：支払利息	(7)	(1)	-	-
運用費用	(599)	(61)	(665)	(68)
純費用	(603)	(62)	(665)	(68)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	2,507	257	2,590	265

## 買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書

2013年10月31日に終了した6か月間

( 未監査 )

	自2013年5月1日 至2013年10月31日		自2012年5月1日 至2012年10月31日	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
期首現在買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産	61,182	6,266	63,926	6,547
買戻可能参加受益証券発行および買戻しに よる変動：				
発行受領額 / 未収額	3,118	319	2,180	223
控除：買戻支払額 / 未払額	(6,399)	(655)	(1,945)	(199)
	(3,281)	(336)	235	24
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する 純資産の投資活動による変動	2,507	257	2,590	265
期末現在買戻可能参加受益証券保有者に帰属 する純資産	60,408	6,187	66,751	6,837

[次へ](#)

## (2) 投資有価証券明細表等

## HSBCクレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド

## 投資有価証券明細表

2013年10月31日現在(未監査)

証券銘柄	保有高	時価 千米ドル	純資産総額 比率(%)
米ドル (2013年4月30日: 102.47%)			
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 1	199	290	0.48
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 2	11	14	0.02
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 3	5,500	7,058	11.68
AG Super Fund International Ltd. - Class YYY, Series 4	127	206	0.34
CQS ABS Feeder Fund Ltd. - Class B	2,447	12,142	20.10
Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. - Initial Series Restricted Class	3,551	7,381	12.22
JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Ltd. - Series A USD - Series 07-2012	6,973	7,768	12.86
King Street Europe Ltd. NYKSE - Class A, Series 7	79,689	10,769	17.83
OZ Europe Overseas Fund II Ltd. - Tranche L Prime Restricted No Special Investments Class	8,998	11,108	18.39
Sothic Capital European Opportunities Fund Ltd. - USD Class A Restricted	59,283	7,153	11.84
		<u>63,889</u>	<u>105.76</u>
組入投資有価証券 (2013年4月30日: 102.47%)		63,889	105.76
純流動負債 (2013年4月30日: (2.47%))		<u>(3,481)</u>	<u>(5.76)</u>
純資産総額		<u>60,408</u>	<u>100.00</u>

	2013年10月31日 現在	2013年4月30日 現在	2012年4月30日 現在
発行済受益証券口数			
米ドル・クラス	367,988.18	400,468.93	455,333.00
インスティテューショナル・クラス(米ドル)	70,997.31	67,297.24	62,122.46
ユーロ・クラス	50,816.59	61,833.94	85,576.93
米ドル・Rクラス	15,758.72	-	-
一口当たり純資産価格			
米ドル・クラス	115.34米ドル	111.53米ドル	101.37米ドル
インスティテューショナル・クラス(米ドル)	116.43米ドル	112.23米ドル	101.53米ドル
ユーロ・クラス	114.63ユーロ	111.02ユーロ	101.18ユーロ
米ドル・Rクラス	103.09米ドル	-	-
純資産総額	千米ドル	千米ドル	千米ドル

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・  
ファンド

60,408

61,182

63,926

\* 米ドル・Rクラスは、2013年7月31日に運用を開始した。



## 投資戦略別配分 ( 2013年10月31日現在 )

	ポートフォリオ における比率
ディストレスト	39.60%
クレジット・ロング/ショート	31.20%
イベント・ドリブン	29.20%
	100.00%

## 重要なポートフォリオの変動の概要 ( 2013年10月31日に終了した6か月間 )

購入合計	額面保有高 1,117	取得原価 千米ドル 5,486
売却合計	額面保有高 4,791	手取額 千米ドル 7,033

2013年4月30日終了年度の監査報告書および財務書類全文の写しは、管理会社に請求することにより無料で入手できる。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

## ( 1 ) 資本金の額

資本金の額 平成25年11月末日現在、100,000スターリング・ポンド ( 約1,674万円 )

( 注 ) スターリング・ポンド ( 以下「英ポンド」という。 ) の円貨換算は、便宜上、平成25年11月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値 ( 1英ポンド = 167.42円 ) による。

発行済株式総数 100,000株

管理会社は、100,000株の授権株主資本のみ発行することができ、全株発行済みである。

## ( 2 ) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ファンドおよび受益者のために、証券の売買および申込みならびにファンド資産に直接または間接的に属する権利の行使を含む管理・運用業務を行う。

管理会社は、HSBC オルタナティブ・インベストメンツ・リミテッドに投資助言サービスの提供を委託している。また、管理会社は、管理事務代行会社であるステート・ストリート・ファンド・サービシーズ ( アイルランド ) リミテッドにファンドの管理事務代行業務を委託している。また、管理会社は、HSBC セキュリティーズ・サービシーズ ( アイルランド ) リミテッドにファンドの受益証券の発行、買戻しおよび名義書換等に関する事務代行業務を委託している。受託会社は、保管受託銀行であるステート・ストリート・カストディアル・サービシーズ ( アイルランド ) リミテッドにファンドの資産の受託保管を委託している。

管理会社は、平成25年11月末日現在、以下の通り、9本の投資信託 ( 合計純資産総額4,377.86百万米ドル ) の管理・運用を行っている。

ファンド名	国名	基本的性格	純資産総額 ( 百万米ドル ) ( 平成25年11月末日現在 )
HSBC ポートフォリオ・セレクション・ファンド ( HSBC Portfolio Selection Fund )	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	1,915.38
HSBC ユニ・フォリオ ( HSBC Uni - Folio )	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	186.21
HSBC オルタナティブ・ポートフォリオ ( HSBC Alternative Portfolio )	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	461.24
HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ ファンド ( HSBC Alternative Strategy Fund )	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	189.27
HSBC UCITS アドバンテージ・ファンド ( HSBC UCITS AdvantEdge Fund )	アイルランド	UCITS型投資信託	102.71
HSBC プライベート・バンク・ワール ド・ファンズ・ピーエルシー ( HSBC Private Bank World Funds plc )	アイルランド	UCITS型投資信託	461.20
BFC バリュー・チェーン・ファンド ( BFC Value Chain Fund )	ガーンジー	ガーンジー籍アンブレラ型 ユニット・トラスト	37.35
ザ・エルミタージュ・ファンド ( The Hermitage Fund )	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	0.00

プライベート・エクイティ・シンジ ケート ( Various Private Equity Syndicates )	ガーンジー	ガーンジー籍ユニット・ト ラスト	1,024.50
---	-------	---------------------	----------

## ( 3 ) その他

本書提出日前 6 か月以内において、訴訟事件その他管理会社ならびにファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

## （２）その他の訂正

（注）下線の部分は訂正部分を示します。

## 第一部 証券情報

### （５）申込手数料

#### <訂正前>

日本国内における申込手数料は、発行価格に3.15%<sup>（注）</sup>（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

（注）手数料率は、手数料率（税抜き）にかかる消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。手数料率は、消費税率に応じて変更となることがある。消費税率が8%になった場合には、3.24%となる。以下同じ。

#### <訂正後>

日本国内における申込手数料は、発行価格に3.15%<sup>（注）</sup>（税抜き3.0%）以内で定められている料率を乗じて得た額とする。

（注）手数料率は、手数料率（税抜き）にかかる消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）に相当する料率（5%）を加算した料率を表記している。消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、3.24%となる。以下同じ。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

#### （４）ファンドに係る法制度の概要

##### <訂正前>

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、1987年ガーンジー投資者保護法（改訂済）（以下「1987年法」という。）第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会（以下「委員会」という。）により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された1990年集団投資スキーム（クラスB）規則（以下「クラスB規則」という。）のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則（以下「指定業者規則」という。）および1998年免許業者（財源、通知、業務運営およびコンプライアンス）規則（以下「FNCC規則」という。）に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者（業務運営）規則（以下「業務運営規則」という。）および2010年4月16日に施行された2010年免許業者（資本適性度）規則（以下「資本適性度規則」という。）に基づく監督に服している。

##### <訂正後>

HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは、1987年ガーンジー投資者保護法（改訂済）（以下「1987年法」という。）第8条の規定に従い、クラスBの集団投資スキームとしてガーンジー金融サービス委員会（以下「委員会」という。）により認可され、1987年法により付与された権限に基づき委員会により制定された2013年認可集団投資スキーム（クラスB）規則（以下「クラスB規則」という。）のすべての規定に従っている。管理会社および受託銀行の両社とも、1987年法第3条により委員会からHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドに関し管理会社および受託銀行として行為することを認可され、1988年集団投資スキーム（指定業者）規則（以下「指定業者規則」という。）および1998年免許業者（財源、通知、業務運営およびコンプライアンス）規則（以下「FNCC規則」という。）に基づく監督に両規制の廃止まで服していたが、現在、2010年1月1日に施行された2009年免許業者（業務運営）規則（以下「業務運営規則」という。）および2010年4月16日に施行された2010年免許業者（資本適性度）規則（以下「資本適性度規則」という。）に基づく監督に服している。

## （５）開示制度の概要

### < 訂正前 >

#### ガーンジーにおける開示

##### （イ）金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度および各半期に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行（以下「関係者」または「免許業者」という。）の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に関係者の財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならず、通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー（以下「コンプライアンス・オフィサー」という。）を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

（中略）

関係者は、（a）関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請または保全管理命令、（b）関係者の管財人、管理事務代行人、資産管財人または受託者の任命、（c）関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、（d）ガーンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、（e）法定当局もしくはその他の規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による関係者の業務を調査するための調査官の任命、（f）規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、（g）金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および（h）金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

（後略）

### < 訂正後 >

#### ガーンジーにおける開示

##### （イ）金融庁に対する開示

認可された投資スキームの管理会社は、各会計年度に関する報告書および会計書類を作成し、公表された時に金融サービス委員会へ英語版の各報告書の写しを送付することを要求されている。認可された投資スキームの管理会社はまた、ファンドの投資方針およびファンドの運用方法に関する詳細な情報を記載した投資スキーム説明書を作成し、12か月毎に少なくとも1回かかる投資スキーム説明書を検討することを要求されている。管理会社は、投資スキーム説明書を委員会へ送付しない限り、投資スキームの受益証券を販売する権利を付与されない。指定管理会社、主要管理会社または指定受託銀行（以下「関係者」または「免許業者」という。）の業務の内規が関係する範囲において、関係者は、財源要件または流動性要件を規定する投資信託規則に違反すると判断される事由を有する場合、または1か月以内に財源要件に違反することが予想される場合、委員会に直ちに届け出なければならず、通知には、違反の治癒のため関係者がとる予定のまたはとった、書面により承認されなければならない措置を明記しなければならない。関係者は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサー（以下「コンプライアンス・オフィサー」という。）を任命し、不在になった場合かかる地位を埋める後任者を任命しなければならない。

（中略）

関係者は、（ a ）関係者、または関係者が会社である場合にはその子会社もしくは持株会社に対する解散の申請（再編または合併を目的とする自発的解散の申請を除く。）または保全管理命令、（ b ）関係者の管財人、管理事務代理人、資産管財人または受託者の任命、（ c ）関係者の債権者との和解協定または任意協定の締結、（ d ）ガンジー等における金融業に関連する法律に基づく金融業（業務運営規則に定義される。）を行うための免許、認可または登録の申請の許諾、取下げまたは拒絶もしくはかかる免許、認可または登録の取消、（ e ）法定当局もしくはその他の規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体（業務運営規則にそれぞれ定義される。）による関係者の業務を調査するための調査官の任命、（ f ）規制当局（自主規制機関を含む。）または公認専門団体による金融業に関連する関係者またはその取締役に対する懲戒措置または懲戒処分、（ g ）金融業に関連して、免許業者またはその取締役に対する免許業者が当事者である重大な訴訟、法的手続または仲裁の申立て、および（ h ）金融業、会社または破産に関連する法律に基づく違法行為または詐欺またはその他の不正行為にかかわる違法行為の関係者に対する有罪判決が生じた場合、直ちに委員会に対し書面により届け出なければならない。

（後略）

## （ 6 ）監督官庁の概要

< 訂正前 >

ガンジー金融サービス委員会は、「1987年ガンジー金融サービス委員会法」と称するガンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

（ ）委員会により行使される監督の概要

（中略）

すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、半期および年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社（ファンドについては、HSBC マネジメント（ガンジー）リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。）の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、（ a ）異なる法人であり、互いに独立して行為し、（ b ）各々ガンジーにおいて、設立され、管理され、営業所を有しており、（ c ）互いに他社の子会社ではなく、かつ（ d ）共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は（資本適性度規則に定義される。）、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費（資本適性度規則に定義される。）の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。

（中略）

（ b ）集団投資スキームの指定管理会社に10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額以上の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。

（ c ）同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

（中略）

（ e ）取締役会に対して1987年法、業務行為規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則3。遵守手続

に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。業務行為規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し（任命および体制確立に関しては業務行為規則に詳細に記載される。）、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

認可されたクラスBスキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は（相手が既に保有している場合を除き）受益証券の販売を行えない旨規定する規則第10.02条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は常にアップ・デートされねばならず、委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

（後略）

#### <訂正後>

ガーンジー金融サービス委員会は、「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」と称するガーンジーの法案を批准する領域議会の命令により設立された。「1987年ガーンジー金融サービス委員会法」は、1987年ガーンジー金融サービス委員会法1988年施行規則により1988年2月1日に施行された。

（ ）委員会により行使される監督の概要

（中略）

すべての認可された投資スキームは、独立の監査人により監査されなければならない。クラスBスキームについては、年次会計書類の写しを委員会に預託しなければならない。

1987年法第8条に基づき委員会により発せられた認可は、中心となる管理会社の監督の下で投資スキームの運用に関する実務に主として携わる投資スキームの指定管理会社（ファンドについては、HSBC マネジメント（ガーンジー）リミテッドが指定管理会社として指定されており、別個の中心となる管理会社は存在しない。）の名称および指定受託会社または指定保管受託会社の名称を同時に記載することを要求されている。クラスB規則は、認可された投資スキームの指定管理会社および指定受託会社が、（a）異なる法人であり、互いに独立して行為し、（b）各々ガーンジーにおいて、設立されるか支店を有し、管理され、営業所を有しており、（c）それぞれが1987年法に基づく免許を取得しており、（d）互いに他社の子会社ではなく、かつ（e）共通のエグゼクティブ・ディレクターまたはオフィサーを有していない旨規定している。

業務運営規則には、とりわけコーポレート・ガバナンスおよび上級管理職の責任、コンプライアンス協定、会計記録および財務書類、事業運営、記録保管、顧客分類、苦情、顧客資産、契約報告書、利益相反、即時の通知および年次通知についての詳細な規則を含む指定管理会社、指定保管会社および指定受託会社が服さなければならない多くの重要な規則が含まれている。関係者または免許業者は（資本適性度規則に定義される。）、いつでも適切な財源要件を遵守し、いつでも10,000スターリング・ポンドまたは監査済年次経費（資本適性度規則に定義される。）の10%のうちいずれか高い金額の流動性要件を維持する。財源要件に関して特に留意すべき点は以下の通りである。

（中略）

（b）集団投資スキームの指定管理会社に純資産10万スターリング・ポンドまたは委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件（資本適性度規則に定義される。）に相当する純資産額のうちいずれか高い金額の財源を保有することを義務づける同規則第2.2.2条。

（c）同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入（資本適性度規則に定義される。）の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

（中略）

- ( e ) 取締役会に対して1987年法、業務運営規則および1987年法に基づく規則または指導を遵守するために有効な責任、取決めおよび手続を有することを要求する詳細な規定を含む業務行為規則 3。遵守手続に関して詳細に書かれた文書は、書面に記載されなければならない、その写しは免許業者の事務所に保管され、委員会の要求により入手可能となる。委員会は、免許業者が遵守する取決めの変更を要求することができる。免許業者は、自身の遵守手続に関する文書を、少なくとも年 1 回は見直さなければならない。業務運営規則に記載されるとおり、免許業者の取締役会は、ガーンジーにおいてコンプライアンスを担当するコンプライアンス・オフィサーを任命し、コンプライアンス監視体制を確立し ( 任命および体制確立に関しては業務運営規則に詳細に記載される。 )、委員会に年次コンプライアンス報告書を提出しなければならない。

認可されたクラス B スキームの受益証券または株式は、投資スキーム説明書が委員会により作成され承認されない限り、販売することができない。投資スキーム説明書の写しを無料で提供しない限り、管理会社は ( 相手が既に保有している場合を除き ) 受益証券の販売を行えない旨規定する規則第 2.14(1)(b) 条の要件を遵守するため、合理的に十分な数の投資スキーム説明書を含む書面の印刷をしなければならない。投資スキーム説明書は、重要な変更事項について常に最新の情報を記載しなければならない、いずれの場合にも、少なくとも 12 か月に一度、更新されなければならない。委員会は、投資スキームの受益証券を買い付けたかもしくは買い付けることに合意した人々で、目論見書の一部または全部を構成する投資スキーム説明書に記載されている誤った情報もしくは誤解を招く情報により損害を被った人々に対して補償金を支払うことを命ずることができる。

( 後略 )



## 4 手数料等及び税金

## ( 5 ) 課税上の取扱い

## ( A ) 日本

## &lt; 訂正前 &gt;

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- ( 1 ) ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- ( 2 ) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) については、源泉分離課税となり、20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% ) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する ( 平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。この場合支払調書は提出されない。
- ( 3 ) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) については、20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% ) の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される ( 平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( 4 ) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

( 注 ) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガーンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガーンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- ( 1 ) 受益証券は、特定口座を取扱う金融商品取引業者の特定口座において取扱うことができる。
- ( 2 ) ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- ( 3 ) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等 ( 租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。 ) に係る配当課税の対象とされ、10.147% ( 所得税7.147%、住民税3% ) の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% )、平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが ( 申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。 )、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失 ( 繰越損失を含む。 ) との損益通算が可能である。

- ( 4 ) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金 ( 表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。 ) に対して、所得税のみ7.147%の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となる。 ) 。なお、益金不算入の適用は認められない。
- ( 5 ) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合 ( 他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。 ) は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益 ( 譲渡価額から取得価額等を控除した金額 ( 邦貨換算額 ) をいう。以下同じ。 ) に対して、源泉徴収選択口座において、10.147% ( 所得税7.147%、住民税3% ) の税率による源泉徴収が行われる ( 平成26年1月1日以後は20.315% ( 所得税15.315%、住民税5% )、平成50年1月1日以後は20% ( 所得税15%、住民税5% ) の税率となる。 ) 。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合は申告分離課税の対象となり、源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) の場合で、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益 ( 上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。 ) および上場株式等の配当所得 ( 受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座 ( 特定口座 ) に受け入れたファンドの分配金に限る。 ) との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(後略)

<訂正後>

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、源泉分離課税となり、20.315%(所得税(復興特別所得税を含む。以下同じ。))15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)、この場合、支払調書は提出されない。
- (3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。))または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (4) 受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。  
日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。  
確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注)日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ガンジーに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しガンジー税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

(4) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、括弧内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。

(後略)

(B) ガンジー

<訂正前>

ファンド

(中略)

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社は、その意見によれば、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが1989年の所得税（免税機関）令に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、ファンドは、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドによって支払われる年間報酬コスト（現在年間当たり600スターリング・ポンド）を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが維持するようにHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドとファンドの業務を遂行する予定である。

（中略）

#### 受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。

（後略）

### <訂正後>

#### ファンド

（中略）

管理会社または受託会社は、概ね、その目的のために設立された投資対象保有会社を通してファンドの資産を保有する。かかる会社は、英領ヴァージン諸島または利用可能な当該二重課税条約を勘案して管理会社または受託会社が適当とみなす他の地域において設立されることがある。

ガーンジーの所得税に関わる責任者は、その意見によれば、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが1989年所得税（免税機関）令（改訂済）に基づきガーンジーにおける所得税免除の適格性を有していることを確認している。HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドは現在ガーンジーの所得税を免除されており、継続的に免除を得るために申請を予定しており、またかかる免除を維持するためには、ファンドは、HSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドによって支払われる年間報酬コスト（現在年間当たり600スターリング・ポンド）を分担することになる。管理会社は、年次毎に認められるかかる免税上の地位をHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドが維持するようにHSBC オルタナティブ・ストラテジー・ファンドとファンドの業務を遂行する予定である。

（中略）

#### 受益証券所有者

あるファンドの受益証券に関わるすべての利益分配は、ガーンジーのあらゆる所得税の控除なしで行われる。ただし、かかる受益証券の所有者は、ガーンジーの所得税法上ガーンジー、オールダニーまたはヘルムの居住者とはみなされず、また居住者とみなされる他の者のノミニーとして行為していないことが必要である。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住するいかなる受益者も、ファンドが支払う分配金についてファンドによる税金控除の適用を受けないが、管理会社は、かかる受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。

（後略）

[次へ](#)

### 第三部 特別情報

#### 第 1 管理会社の概況

##### 1 管理会社の概況

##### ( 3 ) 役員および従業員の状況

< 訂正前 >

( 平成25年 8 月末日現在 )

氏名	役職名	略歴	保有株数
( 中略 )			
ニール・エイトキン ( Neil Aitken )	常勤取締役	HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドおよびHSBC オルタナティブ・インベストメント・グループ、ビジネス・マネジメント・ヘッド	0

( 後略 )

< 訂正後 >

( 平成25年 8 月末日現在 )

氏名	役職名	略歴	保有株数
( 中略 )			
ニール・エイトキン ( Neil Aitken )	非常勤取締役	HSBC オルタナティブ・インベストメント・リミテッドおよびHSBC オルタナティブ・インベストメント・グループ、ビジネス・マネジメント・ヘッド	0

( 後略 )

[次へ](#)

### 第3 投資信託制度の概要

<訂正前>

#### 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COB0政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれる。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COB0政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COB0同意を必要としない。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なるスキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済)(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により、クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

(中略)

15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、様式APBに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、申請料2,800スターリング・ポンドと共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

(中略)

#### 2 免許業者(業務運営)および資本適性度規則

(中略)

##### C 資本適性度規則

(中略)

- (b) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社につき、10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件に相当する純資産額のうちいずれか高い金額
- (c) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

(中略)

### 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

(中略)

#### 2 オープン・エンド型投資会社

会社(いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。)は、2008年ガーンジー会社法に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

(中略)

(b) 投資者がスキームの条件に基づいて、

- ( ) 保有する受益証券を、当該法人によりもしくは当該法人が提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または
- ( ) 受益証券を、投資取引所において、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で売却する権利を有すること。

(中略)

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授權株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

(中略)

### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

(中略)

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- (a) 投資方針の対象が、元本成長型、収益成長型またはその他所定の方針かどうか。
- (b) 投資が限定されまたは投資を決定する際に指向されやすい経済部門または地理的地域
- (c) スキーム財産に含まれる投資対象の種類による制限
- (d) 投資の上限
- ( ) リスク、評価および換金の困難性による特定種類の資産および証券
- ( ) 単独の発行会社の証券または証券のクラス
- (e) 主要書類が他の集団投資スキームへの投資を規定している場合、その旨および管理者またはその関係者によって運営されるスキームに対してスキーム財産が投資される範囲についての報告

- ( f ) スキームがヘッジ取引を行うことができるか否か。できる場合、ヘッジのために行われることの多い取引の種類、かかる取引が行われる際の状況およびかかる取引のプレミアムまたはマージンとして支払われるべき額の制限
- ( g ) スキームに関して行使しうる借入能力

クラスBスキームであるアンブレラ・ファンドに関し、クラスB規則は、アンブレラ・ファンドの一つのサブ・ファンドの受益証券を、そのアンブレラ・ファンドの他のサブ・ファンドの受益証券に転換する際の手数料 ( 手数料の上限額および手数料なくして許容される転換の最小数を含む ) に関する主要書類に記載された取決めをスキーム説明書中に記載することを要求している。

また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

( 中略 )

## 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- ( a ) 規則6.03は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報ならびに ( それ以後に年次報告書が作成された場合は別として ) 直近の半期報告書を無料で提供されている場合はこの限りでない。
- ( b ) 規則10.01は、クラスB規則の付則の条項に沿ったスキーム説明書が、認可されたクラスBスキームについて管理者により ( 会社型スキームの場合には取締役により ) 作成されることを要求している。規則10.02によれば、認可されたクラスBスキームの管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) は、スキーム説明書が規則10.01に従って英語で作成され、写しが受託者 / 保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) が規則10.02 ( b ) の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則10.02 ( b ) は、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) は、いかなる者に対しても、 ( かかる者が既に受益者である場合は別として ) スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者 ( 会社型スキームの場合には会社 ) のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- ( c ) 規則10はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入もしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
- ( d ) 規則4.03は、管理者および受託者 / 保管銀行に対して、主要な文書および直近に公表されたスキーム説明書の写しを、英語で、そのガーンジーにおける主たる営業所において、その通常の営業時間内はいつでも、無料で、公衆縦覧に供することを要求している。管理者がクラスBスキームの受益証券を他の国または地域で販売している場合、当該国または地域において、当該地域において適用される法律により要求される書類または情報を入手可能にしなければならない。管理者および受託者 / 保管銀行は、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の謄写を許さなければならない。

## 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

- ( a ) ファンド



認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従いそれぞれ作成された年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは収益を受益者へ分配する基準日において(無記名式受益証券の場合は要求に応じて)受益者名簿に登録済の各受益者および金融サービス委員会に対し送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。半期報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則4.06(2)は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所(本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。)の変更、主要な従業員(管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等(以下「主要従業員」という。))についての変更、主要従業員に関して、(a)氏名の変更、(b)金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関を含む。)または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則4.06(2)に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

(中略)

## 7 会社型集団投資スキームの(任意および強制)清算

### (a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年(ガーンジー)会社法(「会社法」)およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

(中略)

クラスB規則8.05に定める事由のうち、(b)項に記載する事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.05に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

(中略)

### (b) ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.05に定める事由が発生した場合に解散される。

(a) スキームの認可が撤回された場合(本委員会が特例として別途指示する場合を除く)。

(b) スキームが解散される旨の特別決議が受益者によって可決された場合。

(中略)

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の発行および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.02に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に依り分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散され

た場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

## 8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

(中略)

### (3) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、(上記(a)項、(b)項および(c)項に該当する場合)非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる管理事務代行会社に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税(検認手数料は除く)または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

<訂正後>

## 1 ガーンジーにおける投資信託制度の概要

(中略)

7 2008年10月29日までは、クローズド・エンド型ユニット・トラストならびに1987年法に基づく集団投資スキームではない会社およびその他の投資ファンドは、1959年 - 1989年ガーンジー借入規制に関する政令(改訂済)(「COBO政令」)に基づくガーンジー州投資顧問・金融委員会同意を要求されていた。かかる同意には、通常、当該ファンドの業務方法の変更につき金融サービス委員会の事前同意が必要という条件が含まれていた。さらに、1987年法が拡張され、付則第一部カテゴリー2の「規制投資」の定義にクローズド・エンド型スキームが追加されてからは、1987年法の規定により、当該会社およびファンドについて制限活動を行う者は免許を得なければならない。2007年ガーンジー投資者保護(改訂)法(「POI改正法」)に関連して、COBO政令は改正され、ユニット・トラスト・スキームおよびリミテッド・パートナーシップ・スキームは、COBO同意を必要としていなかった。2013年2月27日、COBO政令は、2013年ガーンジー借入規制(廃止)政令に差し替えられた。

8 2008年10月29日までは、1987年法第8条第1項によれば、集団投資スキームは、金融サービス委員会によって、特定の種類の認可されたスキームである旨宣言されることができると定めていた。POI改正法に関連して、金融サービス委員会はまた、現在、集団投資スキームについて特定の種類の登録されたスキーム(「登録ファンド」)である旨宣言することができる。金融サービス委員会は、クラスA、クラスBおよびクラスQという3種類の異なる認可スキームを規定している。

クラスAスキームである旨宣言されたスキームは、その投資および借入権能を決定するために、フィーダー・ファンド、ファンド・オブ・ファンズ、マネー・マーケット・ファンドおよび証券スキームとしてさらに区分される。クラスAスキームは、クラスA規則の下で設立されたスキームを英国における個人投資家に販売するのに相応しいものと指定する2002年集団投資スキーム(クラスA)規則(2003年集団投資スキーム(クラスA)(改訂)規則により改訂済)、および新規クラスAスキームの設立またはよりリベラルな投資権能を活用しているが、現在のところ英国で販売する予定はない既存クラスAスキームの転換を認めるためのHM財務省による指定に先立ち、2008年11月24日に導入された2008年認可集団投資スキーム(クラスA)規則により改訂済)(「クラスA規則」)により規制される。クラスBスキームは、2014年1月2日に発効した2013年認可集団投資スキーム(クラスB)規則(「クラスB規則」)により規制され、1990年集団投資スキーム(クラスB)規則は全面的に効力を失った。クラスQスキームは、1998年集団投資スキーム(適格専門的投資家向けファンド)(クラスQ)規則(「クラスQ規則」)により規制される。

(中略)

15 金融サービス委員会は、新規のスキームの承認および認可について、三段階の手続を踏む。第一段階は、原則として、様式GFAの記入および提出を伴う承認申請であり、同様式には、特に、スキームの特徴および目

的、予定される管理会社および保管受託銀行の名称および住所、ならびにスキームが負担すべき手数料を記載する。設立者がガーンジーにおける実績を有しない場合にその地位に関して金融サービス委員会を満足させなければならないのは、この段階においてである。概括的承認が得られた場合、次の段階は、原則として同意および認可の申請である。これは、クラススキームに応じて、様式APA、APBまたはAPQに則ってなされ、最終稿にできるだけ近いスキーム説明書の写しを、現在のところ3,165スターリング・ポンドである申請料と共に添付することになっている。すべての文書が最終稿となり、金融サービス委員会が挙げた疑問点について同委員会の納得のいくように処理された場合、最終認可の申請が、原本証明を付したすべての重要な文書の写しおよび当該スキームに関して発行されるスキーム説明書の最終版の写しおよび関係規則を遵守していることを確認する弁護士の証明書を添付した書簡によってなされる。

( 中略 )

## 2 免許業者 ( 業務運営 ) および資本適性度規則

( 中略 )

### C 資本適性度規則

( 中略 )

( b ) 同規則第2.2.2条に基づき、集合投資スキームの指定管理会社について、純資産10万スターリング・ポンドまたは金融サービス委員会に提出された直近の年次財務諸表に記載された経費ベース要件 (資本適性度規則に定義される。) に相当する純資産額のうちいずれか高い金額

( c ) 同規則第2.2.1条および第2.2.2条が最低専門職業賠償責任保険範囲の30万スターリング・ポンドまたは総収入 (資本適性度規則に定義される。) の3倍のうちいずれか高い金額を適用する免許業者に関して、その超過分は総保険金額の20%を超えてはならない。

( 中略 )

## 3 集団投資スキームの運用に関するガーンジー法に基づいて採用された2種類の仕組の概要

ガーンジー籍の認可集団投資スキームは、全て、ユニット・トラストまたはオープン・エンド型投資会社として設立される。

( 中略 )

### 2 オープン・エンド型投資会社

会社 ( いかなる場合も、ガーンジー法において株主とは別個の法人格を有するものとして扱われる。 ) は、2008年ガーンジー会社法 ( 改訂済 ) に基づいて組織される。オープン・エンド型投資会社は、1987年法において、以下の特徴を有する集団投資スキームと定義されている。

( 中略 )

( b ) 投資者がスキームの条件に基づいて、当該受益証券に関する資産の価額に当たる価格で、

( ) 保有する受益証券を、当該スキームによりもしくは当該スキームが提供する資金をもって、償還もしくは買い戻させる権利を有すること、または

( ) 受益証券を、投資取引所において売却する権利を有すること。

( 中略 )

2008年7月1日以降

2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の施行後、株式の買戻しが可能となる前であっても2008年6月30日以前のモデルも依然として運用でき、会社の取締役は、買戻し後に会社が支払能力テストに合格することを保証しなければならない。合格しない場合、取締役会は買戻しを認めない。

オープン・エンド型投資会社に関する2008年ガーンジー会社法 (改訂済) の改正は、償還可能株式が償還可能となるためにそれに対して優先的地位を有する別種の株式が存在する必要はないとしている。したがって、今後は上記の管理株式または設立者株式の要件はなくなる。ガーンジー会社が授權株式資本を有していなければならないとの要件もなくなるため、多くのガーンジー会社は無制限の株式資本を有することになる。これは、特にオープン・エンド型投資会社の場合、額面金額のない無制限の株式をもって会社を設立することにより有効となる。会社が株式の償還を希望する場合、額面株式の発行またはその他の措置を講じることなく、純資産価格に基づき償還することができる。

(中略)

#### 4 クラスB集団投資スキームすべてに適用ある投資制限および借入制限の概要

(中略)

クラスB規則は、クラスBスキームによって採択された投資対象および方針に関する以下の事項を明確にするスキーム説明書を要求している。

- (a) 投資対象に関する具体的な詳細事項
- (b) 受益者決議への提案のための要件(もしあれば)を含む、投資対象を変更するための権限の詳細
- (c) 適用されることがある借入れ、レバレッジまたはヘッジの権限
- (d) 適用される投資制限
- (e) リスク分散の方法
- (f) 適用される借入れまたはレバレッジの権限、および
- (g) 受益者決議への提案のための要件を含む、上記(d)、(e)または(f)を変更するための権限の詳細

また、アンブレラ・ファンドに関して、クラスB規則によってそのスキーム説明書に記載することが要求されている情報が別のサブ・ファンドと異なる場合、その情報は各サブ・ファンドについて記載されなければならない。

(中略)

#### 5 クラスB集団投資スキームに適用される広告および販売に関する規則の概要

クラスB規則には、広告および販売に関する多くの条項がある。

- (a) 規則2.14(1)(b)は、管理者は、未だ受益者となっていない者に対してクラスBスキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。ただし、かかる者が直近の年次報告書および会計情報を無料で提供されている場合、または関連するウェブサイトで当該書類を入手できる場合はこの限りでない。
- (b) 規則2.13(1)は、スキーム説明書が遵守していない規則を設定しているスキームの認可宣言規定に従うことを条件として、スキーム説明書がクラスB規則の付則の条項に従うことを要求している。規則2.14(1)によれば、認可されたクラスBスキームの管理者(会社型スキームの場合には会社)は、スキーム説明書が規則2.13(1)に従って英語で作成され、写しが受託者/保管銀行および金融サービス委員会に提出され、管理者(会社型スキームの場合には会社)が規則2.13の要件を満たすのに十分な数と合理的に信じるだけのかかる説明書を含む印刷物が入手できるように手配されていない限り、かかるスキームの受益証券を販売することができない。規則2.14(1)(b)は、管理者(会社型スキームの場合には会社)は、いかなる者に対しても、(かかる者が既に受益者である場合は別として)スキーム説明書を無料で提供するまでは、当該スキームの受益証券の販売を実行してはならないと定めている。スキーム説明書の写しは、通常の営業時間内はいつでも、管理者(会社型スキームの場合には会社)のガーンジーにおける主たる営業所において、公衆縦覧に供されなければならない。
- (c) 規則2.12はまた、スキーム説明書を毎年定期的に更新すべきことおよびその内容に重大な変更が発生した場合はスキーム説明書を即時に改訂することを定めている。さらに、スキームの受益証券を購入もしくは購入することに同意し、目論見書の一部もしくは全部を構成するスキーム説明書に含まれる誤った情報もしくは誤解を招く情報、クラスB規則に従い記載が必要な情報の欠落、またはスキーム説明書の改訂を怠ったことから生じる虚偽、誤導表示もしくは欠落の結果として損失を被った者への補償についての規定を有する。これらの規則に基づく義務には一定の例外が定められている。「目論見書」という用語は、1987年法において、公衆に対する規制投資の応募、購入または交換の申込みに関する詳細な情報を記述した目論見書、通知、ちらしまたはその他の文書であると定義されている。
- (d) 規則4.03は、2008年ガーンジー会社法(改訂済)の条項に基づき、管理者および受託者/保管銀行に対して、いかなる者に対しても、相当な手数料の支払を条件に、スキームの主要書類およびスキーム説明書の写しを、ファックスまたは電子メールのいずれかの方法で入手可能とすることを要求している。

#### 6 スキームおよび管理会社の状況についてのガーンジーにおける継続的開示義務

## (a) ファンド

認可されたクラスBスキームの管理会社は、クラスB規則6.02(1)により、各会計年度の終了後6ヶ月以内に同規則6.02の(2)項および第(3)項に従い、年次報告書を公表することを要求される。報告書の写しは、発行日に受益者名簿に登録されている各受益者に対し送付されなければならない、または、主要書類により認められる場合には、ウェブサイトで閲覧可能となる。報告書は、発行後、会計年度終了後6か月以内の公表時に、金融サービス委員会に対して送付されなければならない。そのほか、管理会社および受託会社/保管受託銀行、同規則6.02第(3)項により、直近に公表されたスキーム説明書に特定された各場所において通常の営業時間内における公衆縦覧のために英語による最新の年次報告書を提供することを要求される。中間報告書および財務書類は、年次報告書および財務書類に関する規則に準じて、各受益者に送付され、閲覧に供されなければならない。

同規則2.10(1)は、投資借入れおよびヘッジ権限の変更を含む提案されている変更またはスキームの受託会社の変更の提案について、金融サービス委員会に対する事前の通知を要求している。金融サービス委員会がその認可を与えない限り、かかる提案の効力は生じない。業務運営規則に基づき、とりわけ、免許業者の名称、商号および住所(本店、主要な営業所、登記上の事務所の住所および送達住所を含む。)の変更、主要な従業員(管理者、免許業者の秘書およびコンプライアンス・オフィサー等(以下「主要従業員」という。))についての変更、主要従業員に関して、(a)氏名の変更、(b)金融業に関連する法律に基づく免許、認可もしくは登録の申込みの拒絶、撤回または停止、(c)規制当局(自主規制機関を含む。)または主要従業員の専門活動または事業活動に関連する専門団体による懲戒措置または処分、および(d)主要従業員から会社の取締役を務めるかまたは会社の運営に関与する資格を剥奪する裁判所による命令については、金融サービス委員会に対する通知が要求されている。

同規則の下では、同規則2.10(1)に記載されるもの以外の変更の提案に関しては、金融サービス委員会の事前の認可を得るべき厳格な要求はないが、金融サービス委員会は、審査を経て異議がない旨の確認をするために、その提案が実行される前に、主要書類またはスキーム説明書の重大な変更の提案の詳細を受領することを期待している。これには受益者の承認を得る必要のない変更も含まれる。

(中略)

## 7 会社型集団投資スキームの(任意および強制)清算

## (a) 会社型スキーム

会社型スキームの清算は、2008年(ガーンジー)会社法(改訂済)(「会社法」)およびクラスB規則の両方に準拠する。当該会社の定款に定める特別規定に従い、会社型スキームは、会社法に基づき、以下の場合任意に解散され得る。

(中略)

クラスB規則8.06に定める事由のうち、(b)項に記載する解散事由が発生した場合、会社型スキームは、スキームの参加受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、参加受益証券の販売および買戻しの停止義務を負い、またスキームの認可が取り消された場合、当該会社の取締役は、当該会社の解散決議を審議するため当該事由の発生後1ヶ月以内に当該会社の臨時総会を招集しなければならない。同規則8.06に定めるその他の状況においては、スキームは、その主要書類および適用法に従って解散されなければならない。

(中略)

## (b) ユニット・トラスト型スキーム

ユニット・トラスト型クラスBスキームの清算は、クラスB規則第8部にのみ準拠し、ユニット・トラスト型スキームは下記の通り同規則8.06に定める事由が発生した場合に解散される。

(a) スキームの認可が撤回された場合(本委員会が特例として別途指示する場合を除く)。

(b) スキームが解散される旨の決議が受益者によって可決された場合。

(中略)

かかる事由が発生した場合、受託会社は、受益証券の設定および消却の停止を要求され、管理会社は、受益証券の販売および償還の停止を要求され、さらに受託会社は、受託会社がスキーム資産の換金を可及的速に行う旨定める規定8.03に従い、当該認可スキームの解散を開始した支払義務を負

う一切の債務を適切に支払いかつ解散費用引当金を留保した後、当該換金受取金を受益者に対しそのスキームに対する持分に応じ分配する義務を負う。スキームが再編または合併の一環として解散された場合、受託会社は決議または認可された再編もしくは合併の条件に従って、スキームを解散しなければならない。

## 8 ガーンジーにおけるスキーム、管理会社および受益者に対する課税

( 中略 )

### ( 3 ) 受益者

ガーンジーに居住していない受益者は、分配金または配当金についてはガーンジーにおける所得税の納税義務を負わない。課税上の目的でガーンジー、オールダニーまたはヘルムに居住する受益者は、( 上記 ( a ) 項、( b ) 項および ( c ) 項に該当する場合 ) 非課税団体が支払う分配金について非課税団体による税金控除の適用を受けないが、かかる非課税団体の管理事務代行会社は、居住者である受益者に対して支払われた分配金の詳細を、ガーンジーの所得税に関わる責任者に提出する。受益証券の発行、換金、譲渡または移転に関し、キャピタル・ゲイン税、富裕税、資本移転税、遺産税 ( 検認手数料は除く ) または相続税はガーンジーにおいては課せられない。

受益者は、ファンドの受益証券の取得、保有および処分に関して生じる税金およびその他の問題については、各自で専門家の助言を得るべきである。

[次へ](#)

## 別紙A

## ファンド概要

HSBC スペシャル・オポチュニティ・ファンド

- 米ドル・クラス

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成25年8月末日現在)。

D.E.ショウ・コンポジット・インターナショナル・ファンド

(D.E. Shaw Composite International Fund)

運用の基本方針	投資元本の増加(短期的、長期的を問わない。)および収益の獲得によりプラスのリターンを達成することである。
主要な投資対象	当該ファンドが保有する投資対象には、(i) 普通株式および優先株式、(ii) 先物、先物オプションおよび先渡契約、(iii) 法人、主権国家、政府機関および政府下部機関、地方自治体もしくはその他の者により発行もしくは負担される債券もしくは社債、(iv) オプション、権利、ワラント、転換証券、交換可能証券、(v) モーゲージ、モーゲージ担保証券およびその他のアセット担保証券、(vi) 不動産、地役権、その他の形態の不動産関連証券、(vii) 通貨、ならびに/または、(viii) 当該ファンドの投資顧問会社により選択されたその他の証券、証書、持分もしくは財産などのあらゆる金融商品が含まれる。
投資運用会社	D.E.ショウ&カンパニー・エルエルシー(D.E. Shaw & Co., L.L.C.)

レッドウッド・オポチュニティ・オフショア・ファンド・リミテッド

(Redwood Opportunity Offshore Fund, Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、元本の確保を重視しつつ、良好な絶対的リターンを継続的に達成することを目指す。
主要な投資対象	<p>ファンドは、借入れを行っている企業の資本構成におけるシニア部分への確定利付投資に重点を置いている。</p> <p>その投資の大部分が消極投資であると予測しているが、再建手続に積極的に参加することがある。</p> <p>債券、株式、債務指数、株式指数、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、空売りおよび通貨等の幅広い有価証券および商品を用いることにより投資対象をヘッジすることを選択的に追求することがある。</p> <p>ファンドは、レバレッジを活用する。また、通常の市況下では、ファンドによるレバレッジの使用は、長期にわたって50%を超えないものと予想されるが、仕組み商品またはデリバティブ商品にも投資を行うことがあり、固有のレバレッジを伴う空売りを随時行うことがある。</p>
投資運用会社	<u>レッドウッド・キャピタル・マネジメント・エルエルシー</u> (Redwood Capital Management, L.L.C.)

デビッドソン・ケンパー・インターナショナル(BVI)リミテッド

(Davidson Kempner International (BVI), Ltd.)

運用の基本方針	ファンドの目的は、元本の増加を達成することである。ファンドは、イベント・ドリブンに重点を置くマルチ・ストラテジー・ファンドであり、公表される、または予想されるイベントが、時価より割り引いた価額で有価証券およびその他の金融商品に投資を行う機会を作り出す状況を利用することを目指している。
主要な投資対象	主として、(i) 財務上の困難に陥っており（もしくは当該状況にあると認識されており）、または債務超過の状態にあり、法廷外での再編の実施を図っており、破産手続もしくは類似の手続に関与しており、および/または重大な訴訟に関与している発行体の有価証券および金融商品、(ii) 予定される公開買付もしくは交換買付、合併、敵対的合併の提案、スピノフ、スプリットオフ、清算および資本再編成等の会社組織または支配権の変更の対象が発行体となっている合併および企業買収（または「リスク」）アービトラージ案件、(iii) 即時に評価されることができ、原資産の公正価額に対して割引額またはプレミアムで取引されることができ、かつ、当該割引もしくはプレミアムをもたらし得る要因または一連のイベントが投資運用会社により特定されるイベント・ドリブンかつロング/ショート株式ポートフォリオ、および(iv) 転換証券に「組み込まれた」オプションにつき、別個の類似のオプションまたは過去のボラティリティの水準と比べて当該オプションが不当価格設定されていると思われる場合、当該オプションから価値を引き出すことに努める転換アービトラージ案件への投資を通じて上記の戦略を達成する。
投資運用会社	デビッドソン・ケンパー・インターナショナル・アドバイザーズ・エルエルシー (Davidson Kempner International Advisors, L.L.C.)

#### タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、リスク調整された魅力的なリターンを生み出すことを追求することである。
主要な投資対象	ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、（格付を有するまたは無格付の）上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品（スワップ（クレジット・デフォルト・スワップを含む。）、その他の差額決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。）を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。
投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Tyrus Capital Management Company Limited)

#### ビーチ・ポイント・トータル・リターン・オフショア・ファンドII リミテッド

(Beach Point Total Return Offshore Fund II Ltd.)

運用の基本方針	投資対象のオポチュニスティック・ポートフォリオ（ハイ・イールド債および転換社債、コーポレート・ローン、ストレスおよびディストレス証券、「スペシャル・シチュエーション」の投資対象、過小評価されている株式、資本構成アービトラージならびに債券および持分証券のショート・ポジションを含む。）を通じて、相応のリスクよりも小さいリスクで優れたパフォーマンスを生み出すことである。
主要な投資対象	その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を追求する。マスター・ファンドの投資目的および投資戦略は、ファンドの投資目的および投資戦略と一致する。



投資運用会社	ビーチ・ポイント・キャピタル・マネジメント・エルピー (Beach Point Capital Management LP)
--------	---

&lt;訂正後&gt;

(前略)

## 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである（平成25年11月末日現在）。

D.E.ショウ・コンポジット・インターナショナル・ファンド

(D.E. Shaw Composite International Fund)

運用の基本方針	投資元本の増加（短期的、長期的を問わない。）および収益の獲得によりプラスのリターンを達成することである。
主要な投資対象	当該ファンドが保有する投資対象には、(i) 普通株式および優先株式、(ii) 先物、先物オプションおよび先渡契約、(iii) 法人、主権国家、政府機関および政府下部機関、地方自治体もしくはその他の者により発行もしくは負担される債券もしくは社債、(iv) オプション、権利、ワラント、転換証券、交換可能証券、(v) モーゲージ、モーゲージ担保証券およびその他のアセット担保証券、(vi) 不動産、地役権、その他の形態の不動産関連証券、(vii) 通貨、ならびに/または、(viii) 当該ファンドの投資顧問会社により選択されたその他の証券、証書、持分もしくは財産などのあらゆる金融商品が含まれる。
投資運用会社	D.E.ショウ&カンパニー・エルエルシー (D.E. Shaw & Co., L.L.C.)

タイラス・キャピタル・イベント・ファンド・リミテッド

(Tyrus Capital Event Fund Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、リスク調整された魅力的なリターンを生み出すことを追求することである。
主要な投資対象	ファンドの投資先であるマスター・ファンドは、上場および未上場株式、（格付を有するまたは無格付の）上場および未上場債券、オプション、ワラント、転換社債およびその他のデリバティブ商品（スワップ（クレジット・デフォルト・スワップを含む。）、その他の差額決済契約および先物契約を含むが、これらに限られない。）を含む幅広い投資対象に投資するための広範かつ柔軟な投資権限を有する。
投資運用会社	タイラス・キャピタル・マネジメント・カンパニー・リミテッド (Tyrus Capital Management Company Limited)

ビーチ・ポイント・トータル・リターン・オフショア・ファンドII リミテッド

(Beach Point Total Return Offshore Fund II Ltd.)

運用の基本方針	投資対象のオポチュニスティック・ポートフォリオ（ハイ・イールド債および転換社債、コーポレート・ローン、ストレスおよびディストレス証券、「スペシャル・シチュエーション」の投資対象、過小評価されている株式、資本構成アービトラージならびに債券および持分証券のショート・ポジションを含む。）を通じて、相応のリスクよりも小さいリスクで優れたパフォーマンスを生み出すことである。
---------	---

主要な投資対象	その資産のほぼすべてをマスター・ファンドに投資することにより、その投資目的の達成を追求する。マスター・ファンドの投資目的および投資戦略は、ファンドの投資目的および投資戦略と一致する。
投資運用会社	ビーチ・ポイント・キャピタル・マネジメント・エルピー (Beach Point Capital Management LP)

レッドウッド・オポチュニティ・オフショア・ファンド・リミテッド

(Redwood Opportunity Offshore Fund, Ltd.)

運用の基本方針	ファンドは、元本の確保を重視しつつ、良好な絶対的リターンを継続的に達成することを目指す。
主要な投資対象	<p>ファンドは、借入れを行っている企業の資本構成におけるシニア部分への確定利付投資に重点を置いている。</p> <p>その投資の大部分が消極投資であると予測しているが、再建手続に積極的に参加することがある。</p> <p>債券、株式、債務指数、株式指数、クレジット・デフォルト・スワップ、金利スワップ、空売りおよび通貨等の幅広い有価証券および商品を用いることにより投資対象をヘッジすることを選択的に追求することがある。</p> <p>ファンドは、レバレッジを活用する。また、通常の市況下では、ファンドによるレバレッジの使用は、長期にわたって50%を超えないものと予想されるが、仕組み商品またはデリバティブ商品にも投資を行うことがあり、固有のレバレッジを伴う空売りを随時行うことがある。</p>
投資運用会社	レッドウッド・キャピタル・マネジメント・エルエルシー (Redwood Capital Management, L.L.C.)

デビッドソン・ケンパー・インターナショナル(BVI)リミテッド

(Davidson Kempner International (BVI), Ltd.)

運用の基本方針	ファンドの目的は、元本の増加を達成することである。ファンドは、イベント・ドリブンに重点を置くマルチ・ストラテジー・ファンドであり、公表される、または予想されるイベントが、時価より割引いた価額で有価証券およびその他の金融商品に投資を行う機会を作り出す状況を利用することを目指す。
主要な投資対象	<p>主として、(i) 財務上の困難に陥っており(もしくは当該状況にあると認識されており)、または債務超過の状態にあり、法廷外での再編の実施を図っており、破産手続もしくは類似の手続に関与しており、および/または重大な訴訟に関与している発行体の有価証券および金融商品、(ii) 予定される公開買付もしくは交換買付、合併、敵対的合併の提案、スピノフ、スプリットオフ、清算および資本再編成等の会社組織または支配権の変更の対象が発行体となっている合併および企業買収(または「リスク」)アービトラージ案件、(iii) 即時に評価されることができ、原資産の公正価額に対して割引額またはプレミアムで取引されることができ、かつ、当該割引もしくはプレミアムをもたらし得る要因または一連のイベントが投資運用会社により特定されるイベント・ドリブンかつロング/ショート株式ポートフォリオ、および(iv) 転換証券に「組み込まれた」オプションにつき、別個の類似のオプションまたは過去のボラティリティの水準と比べて当該オプションが不当価格設定されていると思われる場合、当該オプションから価値を引き出すことに努める転換アービトラージ案件への投資を通じて上記の戦略を達成する。</p>

投資運用会社	デビッドソン・ケンプナー・インターナショナル・アドバイザーズ・エルエルシー (Davidson Kempner International Advisors, L.L.C.)
--------	--

CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッド  
(CQS Directional Opportunities Feeder Fund Limited)

運用の基本方針	その資産のすべてまたはほとんどすべてをCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドに投資する。CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・フィーダー・ファンド・リミテッドおよびCQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドそれぞれの投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQSディレクショナル・オポチュニティーズ・マスター・ファンド・リミテッドは、ファンダメンタル分析および/または定量分析を活用し、一または複数の投資スタイル(ディレクショナル、レラティブ・バリューおよびアービトラージを含むが、これらに限られない。)を用い、また一または複数の資産クラスにおいて様々な手法(エクイティ、クレジット、転換証券、外国為替、金利、商品およびボラティリティを含むが、これらに限られない。)を適用しつつ、グローバル・ポートフォリオを組み立て、構築しおよび取引することによりその投資目的の達成を追求する。
投資運用会社	CQS ケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)

## 別紙B

## ファンド概要

HSBC クレジット・マーケット・オポチュニティ・ファンド  
- 米ドル・クラスおよびユーロ・クラス

&lt;訂正前&gt;

(前略)

## 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである(平成25年8月末日現在)。

— OZヨーロッパ・オーバーシーズ・ファンドIIリミテッド  
(OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.)

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、主として欧州企業の株式および債券における価格設定の非効率性の活用を追求することにより、ボラティリティの低い安定的かつ絶対的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	株式および債券ならびにその他の資産のポートフォリオ(普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、権利、債券(例えば、ハイ・イールド債、メザニン債および銀行債券)、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、営業を行っている会社、外貨、現金および現金等価物(コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品を含む。)、オプション(株式、商品、金利および通貨のオプションを含むが、これらに限られない。)、差額決済契約、カーボン・クレジット、取引所で取引されるファンド、先物、スワップ(パリアント・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびボラティリティ・スワップを含むが、これらに限られない。)、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブ(上記の権利または商品の組み合わせに基づく仕組み商品(商業用不動産ローン担保証券および住宅ローン担保証券を含む。))を含む。)に投資し、かつこれらにおいて取引を行う。
投資運用会社	OZマネジメント・エルピー(OZ Management LP)

— キング・ストリート・ヨーロッパ・リミテッド  
(King Street Europe, Ltd.)

運用の基本方針	当該ファンドは、欧州クレジット・ロング/ショート戦略およびイベント・ドリブン戦略として広く定義されている。当該ファンドの主な投資目的は、主に欧州の会社もしくは資産、欧州において主要な業務を行う会社または欧州市場で発行された証券への割高または割安な投資機会を十分に活用することにより、あらゆる種類の市場環境において、魅力的なリスク調整後リターンを生み出すことである。
---------	--

主要な投資対象	あらゆる水準の発行体の資本構成に関連する金融商品 ( 銀行借入金、社債、トレード関連債権、転換証券、株式、クレジット・デフォルト・スワップ、オプションおよびその他のデリバティブを含むが、これらに限られません。 ) に対し、また、幅広く会社、業界および資産クラスにわたって投資することによりファンドの目的を達成することを目指す。当該ファンドは、主として欧州の企業や状況に投資することに注目するが、他の市場 ( 米国、カナダ、オーストラリアおよびアジアを含むが、これらに限られない。 ) の投資機会を追求することもできる。
投資運用会社	キング・ストリート・キャピタル・マネジメント・エルピー ( King Street Capital Management, L.P. )

\_\_ JPSクレジット・オポチュニティーズ・ファンド ( ケイマン ) リミテッド  
( JPS Credit Opportunities Fund ( Cayman ) Limited )

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、元本の値上り益およびインカム収益の獲得を通じて、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	ファンドは、主にクレジット市場およびクレジット関連市場において、公開取引されるおよび非公開の有価証券、デリバティブ商品およびその他の金融商品についてポジションを取るによりその目的の達成を目指す。 ポートフォリオにおいては、通常広く分散化されることとなり、一般に様々な投資適格債、ハイ・イールド債およびソブリン債に分散され、かつ、様々な地域および産業セクターに分散されるロングおよびショートのリスク・ポジションを取る。
投資運用会社	JPモルガン・アセット・マネジメント ( UK ) リミテッド ( JPMorgan Asset Management ( UK ) Limited )

\_\_ エイ・ジー・スーパー・ファンド・インターナショナル・リミテッド  
( AG Super Fund International Limited )

運用の基本方針	非伝統的/代替戦略への投資を通じ、元本を確保しつつ、魅力的なリスク調整後リターンを達成することである。
主要な投資対象	ディストレスト債務およびレバレッジド・ローン、不動産関連の株式および債券、住宅および商業関連のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、非公開株および特殊状況ならびにマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンド。
投資運用会社	アンジェロ・ゴードン・アンド・カンパニー・エルピー ( Angelo, Gordon & Co., L.P. )

\_\_ ハルシオン・オフショア・アセットバックド・バリュー・ファンド・リミテッド  
( Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd. )

運用の基本方針	特定のクレジット戦略に対して価値を重視した投資を行うことにより、長期的に優れたパフォーマンスを顧客に提供することを目指す。
主要な投資対象	既発のストレートまたはディストレストの資産担保証券に集中的に投資を行う。
投資運用会社	ハルシオン・アセットバックド・アドバイザーズ・エルピー ( Halcyon Asset-Backed Advisors LP )

## ソティック・キャピタル・ヨーロピアン・オポチュニティーズ・ファンド・リミテッド

( Sothic Capital European Opportunities Fund Limited )

運用の基本方針	その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、投資および元本確保の重視に関してボトムアップ式の多面的なアプローチを用いることにより、市場全体との相関関係が低い投資戦略を通じて、複数年にわたって、リスク調整された優れたリターンの達成を追求することである。
主要な投資対象	マスター・ファンドは、財務的に破綻した企業の商品および資産に特に重点を置く、社債およびエクイティ関連商品の購入および売却により、その投資目的の達成を追求する。さらに、マスター・ファンドはまた、イベント・ドリブン型の投資（会社更生、破産、合併および買収を受けて行われる投資等）ならびに非公開会社およびスペシャル・シチュエーションへの投資を行うことがある。マスター・ファンドはまた、集合投資スキーム、投資信託およびマネージド・アカウントへの直接的または間接的な投資またはこれらに対するエクスポージャーを通じて、その投資目的の達成を追求することがある。
投資運用会社	ソティック・キャピタル・マネジメント ( ケイマン ) リミテッド ( Sothic Capital Management ( Cayman ) Limited )

## CQS ABSフィーダー・ファンド・リミテッド

( CQS ABS Feeder Fund Limited )

運用の基本方針	資産の実質的にすべてをCQS ABSマスター・ファンド・リミテッドに投資する。投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQS ABSマスター・ファンド・リミテッドは、ヘッジコストおよび/または資金調達コストを超えるリターンを生み出すためにアセット・バック証券市場および他の適切な市場にグローバルベースで投資を行うことにより、その投資目的の達成を目指し、広く証券、デリバティブならびにその他の金融商品を利用する。
投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ ( CQS Cayman Limited Partnership )

&lt; 訂正後 &gt;

( 前略 )

## 11 投資先ファンド

純資産総額の10%を超えて投資している投資先ファンドは、以下のとおりである（平成25年11月末日現在）。

## CQS ABSフィーダー・ファンド・リミテッド

( CQS ABS Feeder Fund Limited )

運用の基本方針	資産の実質的にすべてをCQS ABSマスター・ファンド・リミテッドに投資する。投資目的は、中長期的にわたり、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	CQS ABSマスター・ファンド・リミテッドは、ヘッジコストおよび/または資金調達コストを超えるリターンを生み出すためにアセット・バック証券市場および他の適切な市場にグローバルベースで投資を行うことにより、その投資目的の達成を目指し、広く証券、デリバティブならびにその他の金融商品を利用する。

投資運用会社	CQSケイマン・リミテッド・パートナーシップ (CQS Cayman Limited Partnership)
--------	--

\_\_ OZヨーロッパ・オーバーシーズ・ファンドIIリミテッド  
(OZ Europe Overseas Fund II, Ltd.)

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、主として欧州企業の株式および債券における価格設定の非効率性の活用を追求することにより、ボラティリティの低い安定的かつ絶対的なリターンを達成することである。
主要な投資対象	株式および債券ならびにその他の資産のポートフォリオ（普通株式、優先株式、転換証券、支払現物有価証券、権利、債券（例えば、ハイ・イールド債、メザニン債および銀行債券）、債務担保証券、ローン担保証券または類似の商品、不動産およびその他の有形資産、営業を行っている会社、外貨、現金および現金等価物（コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品を含む。）、オプション（株式、商品、金利および通貨のオプションを含むが、これらに限られない。）、差額決済契約、カーボン・クレジット、取引所で取引されるファンド、先物、スワップ（バリエーション・スワップ、トータル・リターン・スワップおよびボラティリティ・スワップを含むが、これらに限られない。）、クレジット・デフォルト・スワップおよびその他のデリバティブ（上記の権利または商品の組み合わせに基づく仕組み商品（商業用不動産ローン担保証券および住宅ローン担保証券を含む。）を含む。）に投資し、かつこれらにおいて取引を行う。
投資運用会社	OZマネジメント・エルピー（OZ Management LP）

\_\_ キング・ストリート・ヨーロッパ・リミテッド  
(King Street Europe, Ltd.)

運用の基本方針	当該ファンドは、欧州クレジット・ロング/ショート戦略およびイベント・ドリブン戦略として広く定義されている。当該ファンドの主な投資目的は、主に欧州の会社もしくは資産、欧州において主要な業務を行う会社または欧州市場で発行された証券への割高または割安な投資機会を十分に活用することにより、あらゆる種類の市場環境において、魅力的なリスク調整後リターンを生み出すことである。
主要な投資対象	あらゆる水準の発行体の資本構成に関連する金融商品（銀行借入金、社債、トレード関連債権、転換証券、株式、クレジット・デフォルト・スワップ、オプションおよびその他のデリバティブを含むが、これらに限られません。）に対し、また、幅広く会社、業界および資産クラスにわたって投資することによりファンドの目的を達成することを目指す。当該ファンドは、主として欧州の企業や状況に投資することに注目するが、他の市場（米国、カナダ、オーストラリアおよびアジアを含むが、これらに限られない。）の投資機会を追求することもできる。
投資運用会社	キング・ストリート・キャピタル・マネジメント・エルピー（King Street Capital Management, L.P.）

\_\_ JPSクレジット・オポチュニティーズ・ファンド（ケイマン）リミテッド  
(JPS Credit Opportunities Fund (Cayman) Limited)

運用の基本方針	ファンドの投資目的は、元本の値上り益およびインカム収益の獲得を通じて、リスク調整された魅力的なリターンを達成することである。
---------	--

主要な投資対象	<p>ファンドは、主にクレジット市場およびクレジット関連市場において、公開取引されるおよび非公開の有価証券、デリバティブ商品およびその他の金融商品についてポジションを取るによりその目的の達成を目指す。</p> <p>ポートフォリオにおいては、通常広く分散化されることとなり、一般に様々な投資適格債、ハイ・イールド債およびソブリン債に分散され、かつ、様々な地域および産業セクターに分散されるロングおよびショートのリスク・ポジションを取る。</p>
投資運用会社	<p>JPモルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド (JPMorgan Asset Management (UK) Limited)</p>

\_\_ エイ・ジー・スーパー・ファンド・インターナショナル・リミテッド  
(AG Super Fund International Limited)

運用の基本方針	非伝統的/代替戦略への投資を通じ、元本を確保しつつ、魅力的なリスク調整後リターンを達成することである。
主要な投資対象	ディストレスト債務およびレバレッジド・ローン、不動産関連の株式および債券、住宅および商業関連のモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券、非公開株および特殊状況ならびにマルチ・ストラテジー・ヘッジ・ファンド。
投資運用会社	<p>アンジェロ・ゴードン・アンド・カンパニー・エルピー (Angelo, Gordon &amp; Co., L.P.)</p>

\_\_ ハルシオン・オフショア・アセットバックド・バリュー・ファンド・リミテッド  
(Halcyon Offshore Asset-Backed Value Fund Ltd.)

運用の基本方針	特定のクレジット戦略に対して価値を重視した投資を行うことにより、長期的に優れたパフォーマンスを顧客に提供することを目指す。
主要な投資対象	既発のストレートまたはディストレストの資産担保証券に集中的に投資を行う。
投資運用会社	<p>ハルシオン・アセットバックド・アドバイザーズ・エルピー (Halcyon Asset-Backed Advisors LP)</p>

\_\_ ソティック・キャピタル・ヨーロピアン・オポチュニティーズ・ファンド・リミテッド  
(Sothic Capital European Opportunities Fund Limited)

運用の基本方針	その資産のすべてをマスター・ファンドの普通株式に投資する。マスター・ファンドの投資目的は、投資および元本確保の重視に関してボトムアップ式の多面的なアプローチを用いることにより、市場全体との相関関係が低い投資戦略を通じて、複数年にわたって、リスク調整された優れたリターンの達成を追求することである。
主要な投資対象	<p>マスター・ファンドは、財務的に破綻した企業の商品および資産に特に重点を置く、社債およびエクイティ関連商品の購入および売却により、その投資目的の達成を追求する。さらに、マスター・ファンドはまた、イベント・ドリブン型の投資 (会社更生、破産、合併および買収を受けて行われる投資等) ならびに非公開会社およびスペシャル・シチュエーションへの投資を行うことがある。マスター・ファンドはまた、集合投資スキーム、投資信託およびマネージド・アカウントへの直接的または間接的な投資またはこれらに対するエクスポージャーを通じて、その投資目的の達成を追求することがある。</p>
投資運用会社	<p>ソティック・キャピタル・マネジメント (ケイマン) リミテッド (Sothic Capital Management (Cayman) Limited)</p>





別紙 C  
定義

< 訂正前 >

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

( 中略 )

「クラス B 規則」 1987年法に基づき委員会が発行した1990年集団投資スキーム ( クラス B ) 規則をいう。

( 後略 )

< 訂正後 >

別途定義されていない本書中の用語は、文脈上必要な場合、信託証書において当該用語に付された意味を有するものとし、またこれを条件として、以下の用語および語句は下記の通りの意味を有する。

( 中略 )

「クラス B 規則」 1987年法に基づき委員会が発行した2013年認可集団投資スキーム ( クラス B ) 規則をいう。

( 後略 )